

規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十八号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「齋野田」を「齋野田」に改める。

様式第六号の二中「㊦」及び「㊧」を削る。

様式第六号の五中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第七号中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十六号及び様式第十八号の二中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第十九号から様式第二十一号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「㊦」を削る。

様式第二十四号及び様式第二十五号中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。